

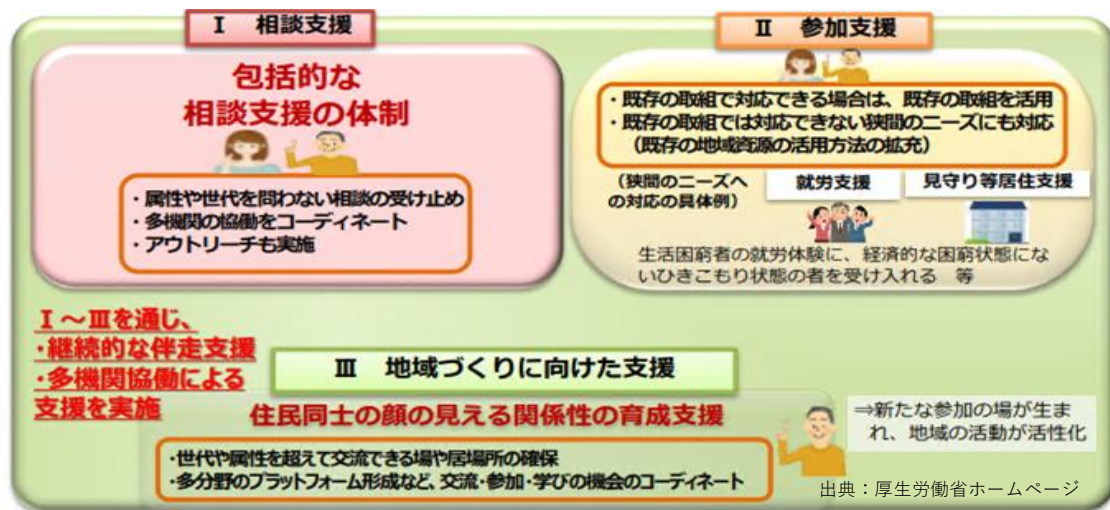
# 魚津市重層的支援体制整備事業実施計画(概要版)

世代を超えて、お互いに支え合い、繋がり合い、安心して暮らせるまち魚津  
～地域共生社会の構築を目指して～

## I 重層的支援体制整備事業の全体像 (法律上の枠組み)

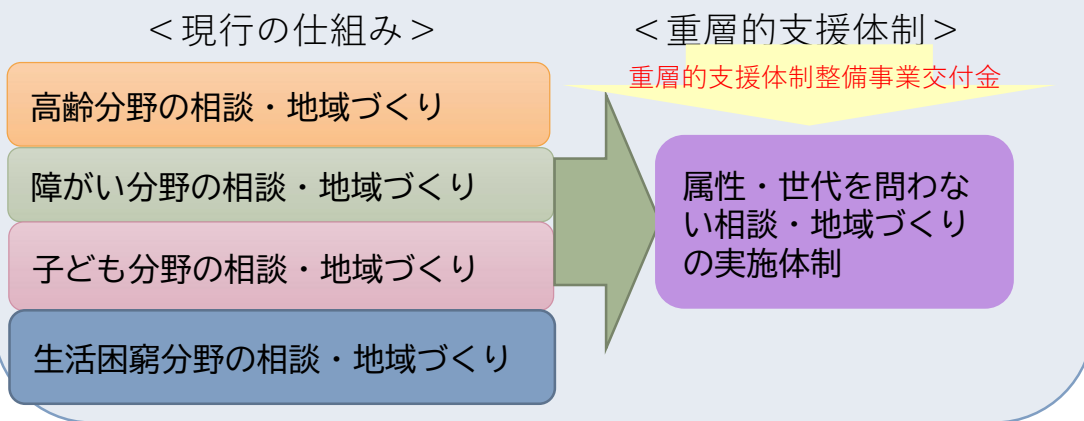
社会状況の変化により、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難さがありながら、既存の制度の対象となりにくいケースや複数の生活上の課題を抱えているケースが増加しています。

地域共生社会を目指し、包括的な支援体制を構築するために令和2年の社会福祉法改正により創設されたのが「重層的支援体制整備事業」です。



重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、「I. 相談支援」、「II. 参加支援」、「III. 地域づくりに向けた支援」の3つを柱とし、これらを効果的・円滑に実施するために、①包括的相談支援事業、②多機関協働事業、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業を一体的に実施するものです。

各支援機関・拠点が、属性を越えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の補助金が一体的に交付され、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行が可能となります。



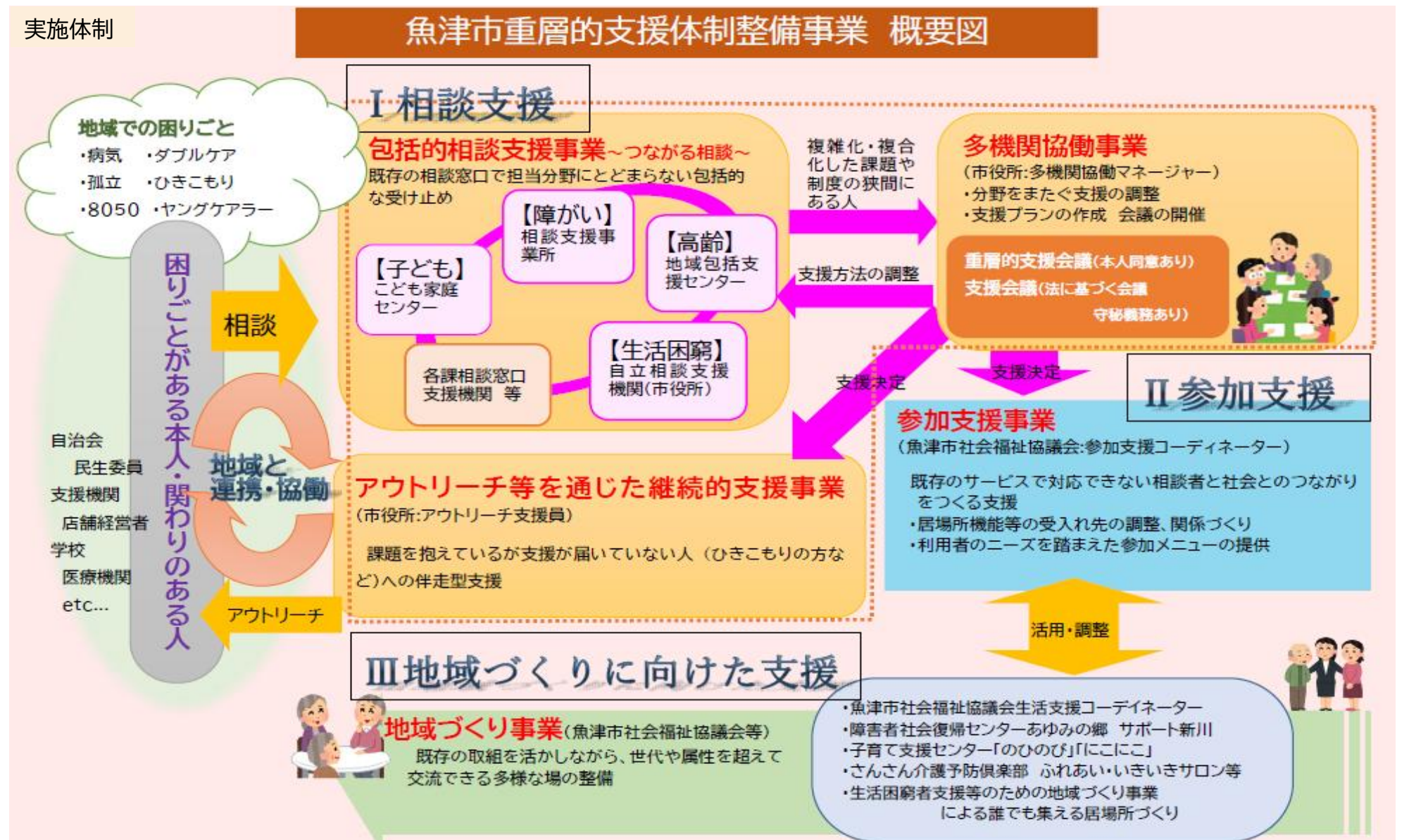
## 本市における課題

- ・既存の制度・サービスだけでは解決できない課題や、複数の分野にわたる課題を抱える相談の増加
- ・地域のつながりが希薄となり、孤立している人や身寄りのない高齢者などの増加
- ・人口減少による支援の担い手の不足

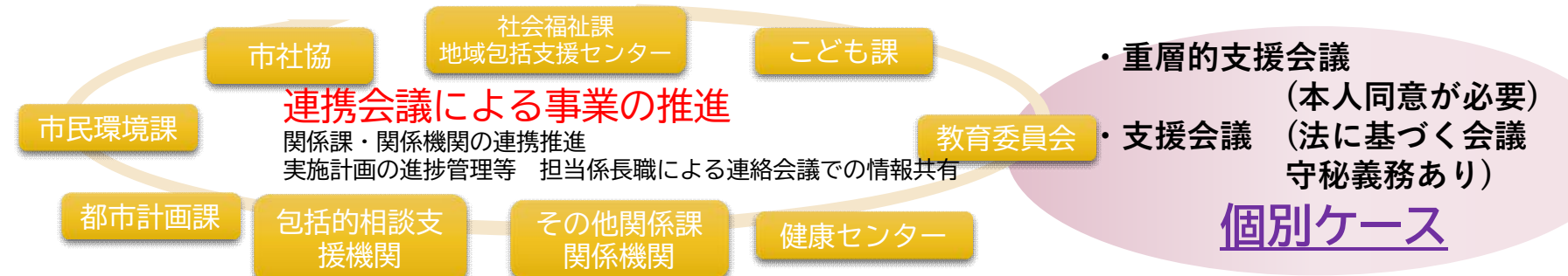
## 求められること



## III 重層的支援体制整備事業の実施体制



## 推進体制



魚津市重層的支援体制整備事業の目指す姿

## 重層的支援体制整備事業の実施

- ◎各相談窓口で困りごと等をキャッチする意識を高め、必要に応じて丁寧な「つなぎ」を行います。
- ◎複雑化・複合化した支援ニーズに対して支援者同士の連携調整を図り、支援者が抱え込まない支援体制を構築します。
- ◎社会参加につなぐ支援や居場所づくり等の取組を通じて、地域における多様なつながりを形成し、孤立を予防します。

## II 実施計画の策定

### 計画の位置づけ

- ・社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため策定するものです。
- ・魚津市地域福祉計画を上位計画とし、各福祉関連計画と整合性を図ります。
- ・計画期間は、令和6年度から8年度とし、6年度は移行準備期間とします。

	R4 R5	R6	R7	R8	R9～
実施計画		移行準備	本格実施		
地域福祉計画	計画期間			見直し・評価	